

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 （ a ） に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見がある場合には、理由を付して文書で御提出お願い致します。

記

- 1 件名
食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正
- 2 対象
ミネラルウォーター （22.01）
- 3 趣旨及び目的
食品の安全性を確保する必要性があることから、ミネラルウォーター類について規格基準の改正を行うもの。
- 4 施行予定日
意見提出期間後、一定の周知期間の後、施行する予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2
TEL 03-5253-1111 内線 4281
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配付された後 60 日間